～負担限度額認定を受けられた方へ～

★認定証（桃色）は必ず施設担当者に提示してください★

　負担限度額認定証は、持っているだけでは負担軽減を受けられません。負担軽減を受けるには、利用する施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に認定証を提示し、軽減の対象者である事を伝える必要があります。

※特に、ショートステイを不定期に利用される方は、提示漏れの無いようご注意ください。

|  |
| --- |
| ～負担軽減の対象施設～特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 |

※グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、小規模多機能ホームなど上記以外の施設や、デイサービス等は軽減の対象になりません。

★認定要件に該当しなくなった場合、届出義務があります★

　世帯の異動、所得更正（市民税の修正申告等）、資産の増加等があり、認定要件に該当しなくなった場合には、速やかに新見市役所に届け出なければなりません。

　特に、預貯金等の資産の増加により、基準額（単身者１０００万円、夫婦２０００万円）を超えるようになった場合には、必ず市役所に届け出てください。

なお、

・土地や家屋を売却した

・生命保険が満期になり受け取った

・離婚・死別等により基準額が１０００万円に下がった

などがあった場合には、十分ご注意ください。

★給付費を返還していただくことがあります★

一度負担限度額認定を受けた後でも、本来認定要件に該当しないことが判明した場合には、**認定要件を満たさなくなった時点までさかのぼって給付費を返還していただくことになります。**

また、**虚偽の申告や資産の隠匿等で不正に支給を受けた場合には、**支給された額を返還していただくとともに、**支給された額の最大2倍の加算金をいただくことがあります。**